

役員報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人マンション管理業協会（以下「本協会」という。）定款第30条第3項に基づき、定款第25条第1項に該当する非常勤役員、副理事長及び専務理事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を言う。
- (2) 常勤役員とは、本協会を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 報酬等とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条並びに第105条第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本協会は、定款第25条第1項に該当する非常勤役員の職務執行の対価として理事会への出席1回につき2万円の報酬を支給することができる。但し、当該非常勤役員は退職手当の支給対象とはしない。

- 2 副理事長及び専務理事の職務執行の対価としての報酬は年俸とし、その12分の1を月額報酬として毎月支給する。
- 3 副理事長及び専務理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(副理事長及び専務理事の報酬額の決定)

第4条 副理事長及び専務理事の報酬の額（年俸）は、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）に定める指定職俸給表の適用を受ける指定職俸給表4号俸の職員が受ける年間給与に準じて、協会の資産及び収支の状況並びに民間の支給状況等を勘案のうえ、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

- 2 副理事長及び専務理事に対する退職金は、別表1「常勤役員の退職金算出要領」に定める算式の業績勘案率のいずれかを理事長が理事会の承認を得て定め、支給額を決定するものとする。

なお、その支給に関する詳細は、理事長が理事会の承認を得て別に定める「役員退職金支給規程」によるものとする。

(役員報酬の支払いと控除)

- 第5条 定款第25条第1項に該当する非常勤役員の報酬は当該理事会から1ヶ月以内を目途に、副理事長及び専務理事の月額報酬は職員給与の支給日に、通貨を持って支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 役員報酬は、法令等に基づきその常勤役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払うものとする。
- 3 月の途中で副理事長及び専務理事に就任したとき、又は月の途中で専務理事を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬の支給は日割り計算で行うものとする。

(通勤手当の取扱)

- 第6条 通勤手当は、通勤のための交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする副理事長及び専務理事に対して月額報酬と併せて支給する。

(細則)

- 第7条 この規則を施行するために必要があるときは、理事会の議決を経て、理事長が細則を定めることができる。

(改廃)

- 第8条 本規則を改廃する場合は、総会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 「常勤役員の退職金算出要領」

最終月額報酬×在職期間（月数）÷12×業績勘案率

なお、業績勘案率は0.6、0.8、1.0、1.2、1.4のいずれかとする。

以上